

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和7年9月定例会	
議案番号 議案名	議案第25号 松戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
議員名・会派名等	嶋村新一 日本共産党
賛否態度	反対
賛否など態度決定に至った理由や討論	私たち日本共産党は、本会議および委員会での討論という議員の権能を最大限に活かすことこそ責任であると考えます。非公式のこの場に、議会で発言してもいない議員が意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容（抜粋）を掲載いたします。 ＊＊ 以下 ＊＊ 日本共産党の嶋村新一です。只今、教育環境常任委員会委員長より報告がありました議案25号「松戸市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について」を、会派を代表して一括討論をいたします。 本条例は、クリーンセンターの建て替えにともなって六実高柳老人福祉センターを廃止・解体するための条例改正です。 老人福祉センターは老人福祉法に基づき設置できる施設であり、市内にお住いの60歳以上の方が誰もが自由に無料で利用できます。地域の高齢者の方に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者に明るい生活を営んでもらうことを目的としています。 本市は、常盤平、矢切、野菊野、小金原、東部、六実高柳と6カ所、地域のバランスを考えた設置になっており、今回の議案で対象になった六実高柳老人福祉センターは市内の北東部に位置し、6つの老人福祉センターの中でも利用度の高い施設と聞いています。委員会審査でも、昨年1年間で1万5,269人、1日50人余りの方が利用していることが分かりました。 また、地域の高齢者の方からは、老人福祉センターでのお風呂利用を楽しみにしていたり、地域のコミュニティの場になっていたりと、いつまで利用できるのかと言った不安の声も上がっているとお聞きしました。地域の高齢者の方の貴重な交流の場になっていることが伺えます。 確かに条例上は、仮に一時的であったとしても建物を「取り壊す」場合は、設置条例から削除・廃止することが必要とされています。これは少なくともその間は施設がなくなるため、条例の目的が果た

	せない状況になるからです。 しかし、必ずしも「取り壊し」がすべて条例廃止の要件とする訳ではないはずです。例えば、建て替えのための一時的な休止・取り壊しの場合などは、「廃止」ではなく、「機能の一時的な停止」であることから設置条例を廃止せずにすることは可能ではないでしょうか。 実際、本市にあっても「常盤平老人福祉センター」が全面解体・建て替えになった際、2年以上（平成23年3月～25年6月）にわたり利用が休止となりましたが、条例廃止することなく取り壊しが行われました。おそらく、具体的な建て替え計画があるなど「一定の要件」のもと、ある程度、自治権の範囲で柔軟な判断・対応ができるはずです。 では、「一定の要件」とは何か、明確な線引きはないと思いますが、常盤平老人福祉センターは利用停止後に設計委託が行われていることを見ても、建物の設計ができていなくてもよいことが分かります。 やはり、何よりも大事なのは「施設を継続させる市の意思・方針」であると考えます。 審査では老人福祉センターの再建は「検討中」とのことではありますが、ここはクリーンセンター建て替えに合わせ、時期を明確にして老人福祉センターを再整備する方針を明示することで常盤平老人福祉センター同様、「廃止」ではなく「機能の一時的な停止」として取り壊しは可能と考えます。 「検討中」のままの「条例廃止」は、六実高柳老人福祉センターの再開可能性を大きく後退させる懸念があることから、「建て替え方針の明示」と「条例廃止を要しない取り壊し」方法の模索を強く求め、廃止条例に反対します。 2025年9月30日 本会議 討論
--	--